

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

(1) 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

ア 激甚災害指定

- ① 平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

（平成 25 年 9 月 6 日政令第 239 号）

- ② 平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

（平成 25 年 10 月 9 日政令第 295 号）

イ 局地激甚災害指定（県内）

指定なし

- ※ ア、イとも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（いわゆる局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 災害救助法の適用（内閣府防災担当）

県内における適用なし